

### 第3章 農業の将来像

#### 第1節 本市農業の目指すべき姿

多様な担い手を確保する中、農地の保全、集積・集約化を図り、地域資源を活用した農産物のブランド化\*および地産地消を推進するとともに、大規模消費地である都市（京阪神）近郊の利点を活かした農産物の供給を行うなど、農業が魅力ある産業となることを目指します。

今後、本市の農業が持続的に発展し、安全・安心な農産物を安定的に生産・供給できるよう、多様な担い手の確保、農地の集積・集約化を図るとともに、意欲のある新規就農者の確保・育成に努めます。

また、各地域に存する豊富な地域資源を活用した農産物のブランド力の向上を図るとともに、環境にやさしい農業の実践等による減農薬・減化学肥料など、高付加価値農産物の生産を推進します。直売所への出荷拡大、学校給食への地場産農産物の供給など、地産地消を進める一方、大規模消費地近郊に位置しているという利点を活かし、新たな販路の確保・拡大を図ります。

さらに、地域の農業集落機能の維持・活性化のための住民参加型の集落運営や市民農園\*の開設などによる都市住民との交流拡大により、地域農業の活性化を推進します。

こうした取り組みにより、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築し、農業が魅力的な産業となることを将来の目指すべき姿として定め、活力ある地域農業の形成に向けて、一体的、総合的な施策の展開を図ります。

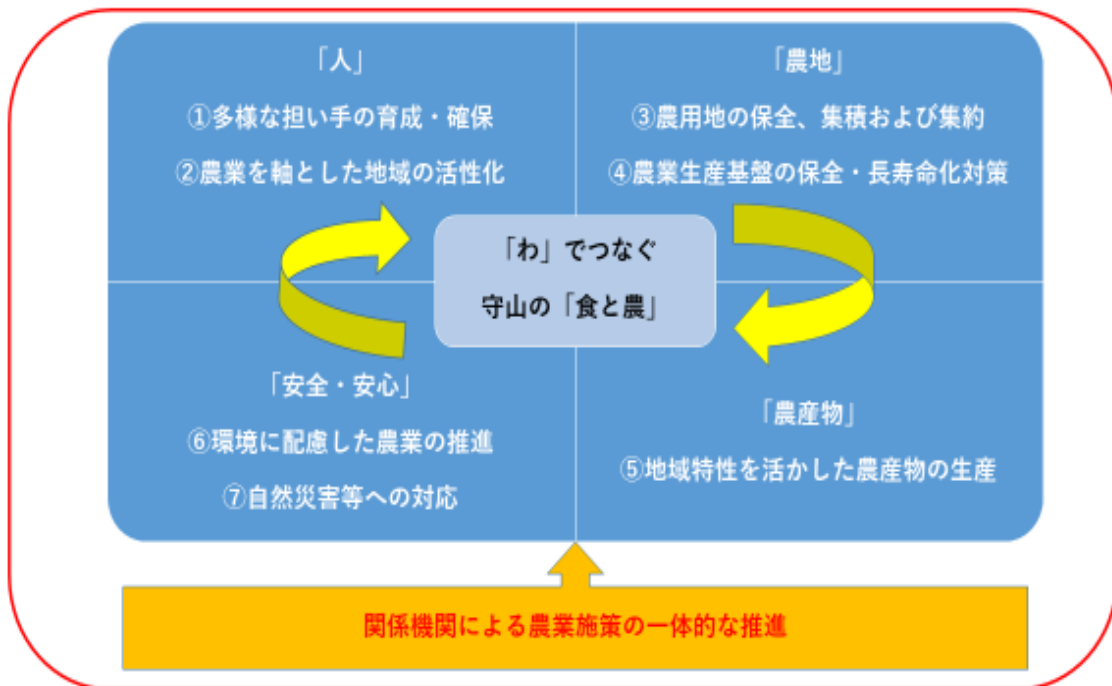
## 第2節 基本方針（農業振興の柱）

本市農業の課題解決に向け取り組むとともに、本市農業の目指すべき姿を達成するため、次の7つを農業振興の柱とし、農業施策を展開していきます。

- 基本方針1 多様な担い手の育成・確保
- 基本方針2 農業を軸とした地域の活性化
- 基本方針3 農用地の保全、集積および集約
- 基本方針4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策
- 基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産
- 基本方針6 環境に配慮した農業の推進
- 基本方針7 自然災害等への対応

7つの基本方針については、「人」「農地」「安全・安心」「農産物」に区分する中で、基本理念である“「わ」でつなぐ 守山の「食と農」”として、各基本方針がつながり循環するものとしています。

### 守山市地域農業振興計画（マスタープラン） 基本理念



### 第3節 基本方針と成果目標

#### 基本方針1 多様な担い手の育成・確保

本市農業の持続発展のためには、継続的な農業従事者の確保・育成が不可欠です。このため、意欲のある新規就農者の確保および認定農業者等の育成・支援を行うとともに農業法人の安定経営のための支援を行います。さらに、女性農業者が積極的に地域農業に参画できるよう農業委員会が主体となり、家族経営協定<sup>※</sup>の締結を進めてまいります。

営農意欲のある中小規模農家についても経営継続に向けた支援を行います。

また、農業経営の基盤となる労働力の確保やスマート農業<sup>※</sup>の推進を図ります。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
新規就農者数（直近、5年間）	6人	9人
認定農業者数	86件	105件
内、女性認定農業者数	6件	9件
農業法人数	19法人	25法人

#### 基本方針2 農業を軸とした地域の活性化

余暇活動の多様化に伴い、都市住民からは自然豊かな農村でのレクリエーション活動や農業体験などの「ゆとり」と「やすらぎ」が求められ、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「都市部」から「地方」への関心が高まっています。

本市の立地は、京阪神の都市部に近い都市近郊型であることから、都市住民と地域住民を結ぶ機会の創出や農業体験等を通じた交流の促進や農業と他産業との連携を図りやすくし、農業に関心を持たれている関係人口<sup>※</sup>を確保することで、地域農業の活性化に取り組めます。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
市民農園の開設数	13農園	16農園

### 基本方針 3 農用地の保全、集積および集約

農業生産活動の継続には、その基盤である農用地の維持が重要であり、農村地域の秩序ある土地利用と効率的な農用地の利用が肝要です。このため大規模経営が可能な優良農用地の集積・集約を進め、耕作放棄地の解消を行うとともに、良好な土地利用環境を形成します。

また、農業振興地域農用地の無秩序な農地の改廃を防止し、優良農地の保全に努めてまいります。このことにより水源のかん養機能<sup>\*</sup>、国土・自然環境の保全など、農地が持つ多面的機能の発揮にも寄与すると考えます。

担い手への農地の集積・集約については、地域で作成する「人・農地プラン」の話し合いの中で検討いただく等、担い手の生産性の向上と経営の高効率化による安定的な農業経営を図るため、農地中間管理事業<sup>\*</sup>の活用を推進します。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
農業振興地域農用地面積	1,726ha	1,726ha
担い手 <sup>*</sup> の農地利用集積面積	1,392ha	1,544ha
人・農地プランの更新数	0プラン	10プラン

### 基本方針 4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業を取り巻く厳しい経営環境の中、将来にわたり安定した農業の継続のためには、農業に取り組みやすい環境を整える必要があります。

このため農業用施設の老朽化に伴う改修・修繕等が必要な水路や揚水機場、農道等の生産基盤施設の整備に対し、支援の拡充を検討してまいります。

また、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策<sup>\*</sup>による地域ぐるみでの農地維持や農業用排水路の補修など、農村の豊かな自然環境を守る共同活動を推進します。

さらには、土地改良施設の長寿命化が図れるよう、計画的な保全管理に向けた支援を推進します。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
事業管理計画の策定数	—	5組織
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む集落数	21地域	22地域

### 基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産

本市の営農体系は、水稲および小麦・大豆栽培による土地利用型農業<sup>\*</sup>の推進、温暖な気候を活かした露地野菜栽培、野菜および花卉を栽培する施設型農業から成り立っています。主要農産物である水稲および二毛作の小麦や大豆について、マーケットイン<sup>\*</sup>の視点から「売れる」＝「消費者が求める」農産物づくりを推進します。

「モリヤマメロン」の生産者の確保、「もりやまフルーツランド」の活性化等、本市の特産品である農産物の生産を振興するとともに、産地（ブランド）の形成を推進します。

また、環境こだわり農産物や有機農産物<sup>\*</sup>の栽培等を推進するとともに、消費者から信頼される高付加価値農産物の生産を推進します。

さらに本市農産物の消費拡大に向けて、「ファーマーズマーケットおうみんち」等への出荷や学校給食での活用を促し、地産地消の取組みを推進します。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
市内農産物などを意識して購入される人の割合	32.9%	45%

### 基本方針6 環境に配慮した農業の推進

農業生産の場においては、安全で安心できる農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動が求められています。

このため、近年、食品の安全確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組むを進めているGAP（農業生産工程管理）<sup>\*</sup>を推進し、農産物の適正管理の改善や消費者等からの信頼確保に向けた取り組みを進めてまいります。

さらには、環境こだわり農産物の作付けを推進し、環境負荷の低減を図り、消費者に安全・安心な農産物を提供できるよう、自然と人にやさしい環境保全型農業を推進します。

また、農業濁水軽減対策に取り組むとともに、稲わら・麦わらの焼却が無秩序に行われることがないよう農業者への啓発を推進してまいります。

#### 【成果目標】

指 標	現況（令和元年度末）	目標（令和7年度）
環境こだわり農産物栽培認証面積	290.3ha	310.0ha

#### 第4節 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

意欲ある農業者が、自信と希望を持って農業に取り組むことができるように農業施策を集中的に実施し、魅力とやりがいを持てる将来の農業経営の目標を例示し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、指標を定めます。

具体的な経営指標については、県の農業経営基盤の強化に関する基本的な方針に準じて、効率的かつ安定的な農業経営体が他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当り概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの所得に相当する農業所得（主たる従事者1人当り概ね500万円、1経営体2人[経営主・配偶者]労働として、1世帯当り概ね700万円）を確保できるものとし、個別経営体と、組織経営体毎の指標を示すとともに、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

##### ○組織経営体

（複数の個人または世帯が共同で農業を営む、またはこれと併せて農作業を行う経営体）

営農類型		経営規模
水田作	土地利用型経営 （主たる従事者2人）	水田 60ha程度 （水稲・麦・大豆）
	集落協業*経営	水田 30ha程度（水稲・麦・大豆）

##### ○個別経営体

（個人または1世帯によって農業が営まれている経営体）

営農類型		経営規模
水田作	土地利用型経営	水田 27ha程度（水稲・麦・大豆）
野菜	露地野菜 水田複合経営	水田 12ha程度 （水稲+麦+野菜）
	施設野菜専作*経営	ビニールパイプハウス 2,500㎡程度（メロン+軟弱野菜）
		ビニールパイプハウス 5,000㎡程度（小松菜など）
花卉	花卉専作経営	施設 3,000㎡程度（バラ）
果樹	果樹専作経営	樹園地 1ha程度（ナシ、ブドウ）

\*土地利用型において、一戸一法人の場合は個別経営体として取り扱う。

第5節 施策の体系

基本方針（農業振興の7つの柱）

施策

人

①多様な担い手の育成・確保

担い手の育成（農業経営安定）  
労働力（人材）の確保・育成

②農業を軸とした地域の活性化

交流の促進  
農業と他産業との連携  
関係人口の創出

農地

③農用地の保全、集積および集約

優良農地の保全と耕作放棄地の解消  
担い手への農地集積・集約化

④農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

農産物

⑤地域の特性を活かした農産物の生産

産地（ブランド）の形成  
高付加価値農産物の生産等  
地産地消の推進

安全・安心

⑥環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進

⑦自然災害等への対応

自然災害等への対応  
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応